

長期の新聞購読契約に気をつけましょう！

新聞購読の訪問販売に関する相談が後を絶ちません。中でも、高齢者に対する長期契約の相談が目立っています。

事例

独居の父親が入院することになり、新聞を解約しようと販売店に連絡したところ、「解約するなら購読期間が残り3年あるので、違約金と契約時に渡した景品代を返してほしい」と言われた。父親は同じ新聞を長年購読しており、契約内容を確認したところ6年前に5年購読の契約を結んだあと、さらに1年半前にもその後4年間の購読契約をして契約の都度、ビール券や洗剤、演劇鑑賞券など数万円分の景品をもらっていたが、やむを得ない事情の解約なのに納得できない。

(60歳代 男性)

助言

事例の契約では、高齢者に高額な景品と引き換えに長期の新聞契約を結ばせるという問題点があります。

一方で、契約期間の定めがある契約は、消費者の都合だけで簡単に解約できないのが原則です。したがって、契約前に購読できるかどうかを慎重に考え、必要なければきっぱりと断ることが大切です。

長期の契約では、介護、入院などの理由で購読を続けられなくなる可能性があります。解約を申し出たとき、事例のように景品の代金や違約金を請求されるケースがあるので、先を見通せる範囲で契約するようにしましょう。

高額な景品はトラブルの元になりやすいため、受取らないようにしましょう。

訪問販売の場合、契約から8日間はクーリング・オフができます。

期間を超えてしまった場合でも、困った時ことがあればすぐに相楽消費生活センターご相談ください。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ

☎0774-72-9955 (ナニ?キューキューGOGO!)

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

(全国共通ナビダイヤル 0570-064-370 でもつながります。)

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～午後4時
住所 木津川市木津上戸15相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩5分）
※土曜・日曜日は075-257-9002へ（電話のみ）

